微破壊・非破壊試験による コンクリート構造物の強度測定要領(案)

平成20年3月1日

島根県土木部技術管理課

目 次

1.	適用範囲	1
2.	測定の対象等	1
	(1) 対象構造物に対する測定方法	1
3.	測定方法	3
	(1) 試験法の条件等	3
	(2) 試験回数、測定位置	4
4.	測定者	8
5.	事前準備	8
6.	判定基準	9
7.	報告	12
8.	検査の実施	12

参考資料

(独) 土木研究所HP:http://www.pwri.go.jp/renewal/relation/conc-kyoudo.html

- 1. ボス供試体による新設の構造体コンクリート強度測定要領 (案)
- 2. 小径コア試験による新設の構造体コンクリート強度測定要領(案)
- 3. 超音波試験 土研法による新設の構造体コンクリート強度測定要領 (案)
- 4. 衝撃弾性波試験 iTECS 法による新設の構造体コンクリート強度測定要領(案)
- 5. 衝撃弾性波試験 表面2点法による新設の構造体コンクリート強度測定要領(案)

1. 適用範囲

この要領は請負者の施工管理(品質管理)及び発注者の検査において、コンクリート構造物の 強度測定を行う場合に適用する。なお、対象構造物としては、当面、橋梁上・下部工(工場製作 のプレキャスト製品は対象外)とする。

また、竣工検査、中間検査等において、発注者から足場設置等の検査に必要な指示があった場合は検査できるように準備するものとする。

本要領の「2.測定の対象等」~「7.報告」については、請負者の施工管理(品質管理)に関する記述であり、「8.検査の実施」については、発注者の検査に関する記述となっている。

なお、非破壊試験にて測定される値は非破壊検査特有の誤差を有した概算値であり、この要領にて定める判定基準を下回った場合は、微破壊試験によりその測定値の信頼性を確認することを前提とする。

2. 測定の対象等

(1) 対象構造物に対する測定方法

コンクリート構造物の強度測定の試験は、構造物の対象部位毎に表 1に従い実施する。

強度測定に用いる技術は、「微破壊試験」と「非破壊試験」に大別され、その特徴を表 2 に示す。

本測定の対象構造物である、橋梁上部、橋梁下部工に対して、完成後不可視部分となるフーチング部は、「ボス供試体」による試験を標準とする。これは、供試体による試験精度が、非破壊試験に対して高いことに加え、型枠脱型直後から供試体の採取が可能であり、埋戻しなどの工程への影響が避けられるためである。さらに、ボス供試体の割取り面は、平滑な状態ではないが、埋戻しされる場合、補修の必要性がない。なお、埋戻し等の工程に支障がない場合には、ボス供試体に替えて「小径コア」による試験を実施しても良い。

完成後可視部分である、柱部及び桁部は、非破壊試験である「超音波」及び「衝撃弾性波」のいずれかの方法で実施する。これは、非破壊試験は、微破壊試験に比較して比較的簡易に実施できるためコンクリート構造物の初期強度のみならず、継続して試験を行うことにより、維持管理段階においてコンクリート構造物の強度を把握することができ、これにより対象構造物の品質の一層の向上を目指すものである。また、非破壊試験による強度推定値が合否判定基準を満たさない場合には、構造体に与える損傷が小さい、「小径コア」による試験を実施する。

	双 1 带起1	がのという。の民及氏派の人
対象	対象部位	強度試験法
橋梁上部工	桁部	非破壊試験(衝撃弾性波又は、超音波) ※非破壊試験において判定基準を満たしていない 場合には、小径コア試験を実施(図4参照)
橋梁下部工	柱部、張出し部	非破壊試験(衝撃弾性波又は、超音波) ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コア試験を実施(図4参照)
	フーチング部	ボス供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コアによる 試験を実施しても良い

表 1 構造物の対象部位による強度試験法

表 2 各種強度試験法の特徴

試験法		補修の要否	試験可能 時期	試験実施必要条件	使用コンクリート の条件	備考
微破	ボス供試体	不要 (美観等の 問題により 必要な場合 もあり)	脱型直後か ら可能 (注1)	必要水平幅として ボス型枠寸法+ 100mm以上	スランプ≧8cm (注 3) 粗骨材最大寸法≦ 40mm	ボス型枠を設置す る必要があるため 事前に発注者との 協議が必要
壊			強度 10N/mm ² 以 上より可能 (注2)	部材厚さとしてコア直径の2倍以上	圧縮強度≦70N/mm ² 粗骨材最大寸法≦ 40mm	鉄筋探査により鉄 筋がない位置を選 定
非			脱型直後か	必要幅として 1000 mm以上(探触子設置 間隔)	特になし	コンクリートの種 類ごとに事前に円 柱供試体を用いた
坡壤	衝撃 弾性波	不要	ら可能 (注1)	必要幅として450mm 以上(探触子・ハンマー間隔)	特になし	検量線の作成(圧 縮強度推定用)が 必要

- 注1) 測定精度を向上するため可能な限りコンクリート材齢 28 日に近い時期に試験を実施する ことが望ましいが、現場の工程に支障の及ばないよう材齢によらず、同日中に複数個所の 試験を行うことができる。
- 注2) コンクリートの配合によるが目安として打設日から1週間以後
- 注3) スランプ 8cm は購入時に指定する値であり、測定値は許容の下限値である 5.5cm 以上のコンクリートを使用

3. 測定方法

(1) 試験法の条件等

強度測定に用いる各試験法は、表 3 に示す試験法の条件を満たすものとする。具体的な測定方法については、表 3 に示す各試験法による測定要領((独) 土木研究所 HP に掲載)を参考として実施するものとする。

表 3 試験法の条件及び関係機関、規格及び関連要領

試馴	 強法	試験法の条件	関係機関	規格	各試験法による測定要領
	ボス供試体	・ボス型枠の作成・設置・強 度測定・強度補正方法につ いて確立している方法を用 いること	(独)土木研究 所 等	日本非破壊検査協会規 格 (NDIS3424)	・ ボス供試体による新設 の構造体コンクリート 強度測定要領(案)
微破壊	小	・φ50mm以下とし通常用いら れているφ100mmコアに対	φ 15~30mm (ソフト コアリンク ˙協会)	ソフトコアリングC ⁺ ((財) 土木研究セン ター「建技審証第0317 号」)等	・ <u>小径コア試験による新</u> 設の構造体コンクリー ト強度測定要領(案)
	径コア	する強度補正方法が確立していること	φ10mm(超小径 コア:千葉工業 大学・(独)土 木研究所)	_	_
	超音波	 ・コンクリート構造物の音速 測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100mmコア強度に対して、 ±15%程度の精度を有していること 	(独)土木研究 所 等	_	・超音波試験 土研法に よる新設の構造体コン クリート強度測定要領 (案)
非破壞	衝撃弾性波	 ・コンクリート構造物の弾性 波速度測定方法、強度推定 方法が確立されていること ・ φ100mmコア強度に対して、 ±15%程度の精度を有して いること 	(独)土木研究 所、iTECS技術協 会 等	_	・衝撃弾性波試験 iTECS 法による新設の構造体 コンクリート強度測定 要領(案) ・衝撃弾性波試験 表面 2 点法による新設の構造 体コンクリート強度測 定要領(案)

(2) 試験回数、測定位置

試験は、原則として表 4 に示す回数の測定を行うこととし、測定位置は、図 1、図 2、図 3 を 参考として可能な限り対象構造物の異なる側面において打設高さの中間付近を選定する。ただし、コンクリート配合が異なる場合には、その都度表 4 に示す試験回数の測定を実施する。また、試験回数や測定位置について、対象構造物の形状や構造により上記により難い場合には、発注者と協議の上変更してもよい。

表 4 対象部位における試験回数

対象	対象部位	試験回数
橋梁上部工	桁部	非破壊(超音波又は、衝撃弾性波)により打設回毎、か
		つ、150m³ ごとに1回の試験を行うことを原則とする。
		また、試験回数3回以上**で判定ロットを構成する。
		1回の試験における測定は3測線とする。
		※小径コア試験を実施する場合は、1回の試験あたりコ
		アを2本採取する。
橋梁下部工	柱部、張出し部	非破壊(超音波又は、衝撃弾性波)により打設回毎、か
		つ、150m³ごとに1回の試験を行うことを原則とする。
		また、試験回数3回以上※で判定ロットを構成する。
		1回の試験における測定は3測線とする。
		※小径コア試験を実施する場合は、1回の試験あたりコ
		アを2本採取する。
	フーチング部	150m³ごとに1回の試験を行う。また、1回の試験に用
		いるボス供試体は1供試体する。
		※小径コア試験を実施する場合は、コアを 6 本以上採取
		する。

※1ロットまたは2ロットの場合は、試験回数2回で判定ロットを構成してもよい。

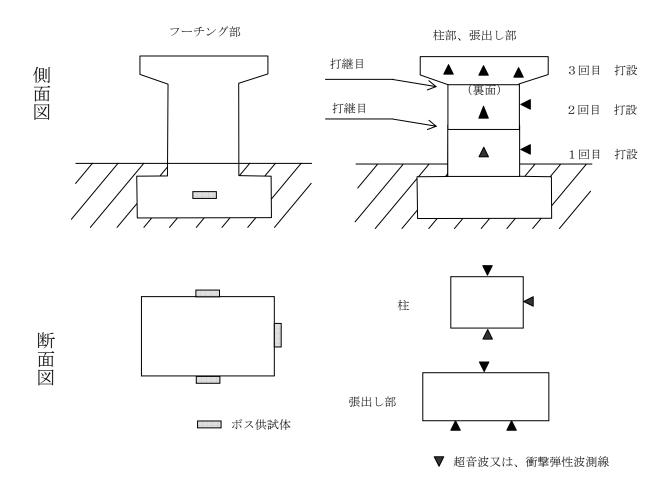


図 1 橋梁下部工の測定位置(例)

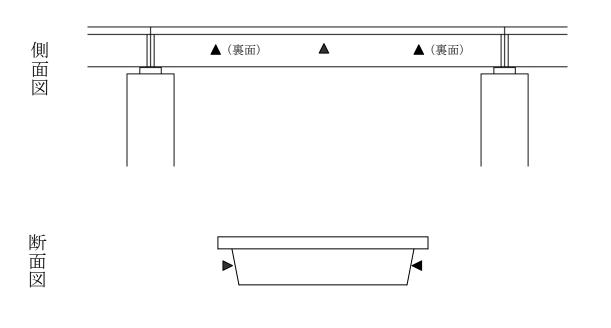


図 2 橋梁上部の測定位置(例)

▼ 超音波又は、衝撃弾性波測線

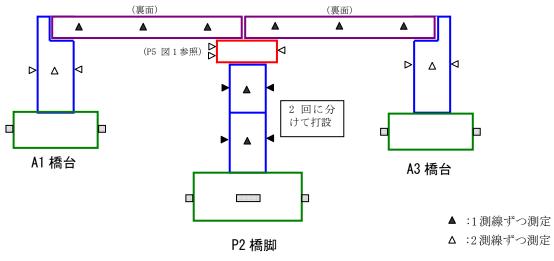


図3 判定ロットの構成(例)

表 5 判定ロットと試験回数(例)

部位			数量 (カ所)	コンクリー トの種類	コンクリ ート数量	1ヵ所当り	判定する ロット数	参考 (図3におけ
			(1/0/1/1	トが性料	(m³/ヵ所)	(ロット/ヵ所)	(ロット)	る部位)
	上部工		2	36H	200	2	4	
	張出部	P2	1	30BB	100	1	1 (注 4)	
		A1	1		180	2		
下	壁・柱	P2	2	27BB	100	1	6	
部		А3	1		180	2		
エ		A1	1		200	2		
フーチング		P2	1	24BB	350	3	7	
		A3	1		200	2		

[※]打設時期が1基ごとに離れている場合(例えば、A1は春、P2は夏、A3は秋のような場合)1基 ごとに判定ロットを構成する。この場合、A1の壁は1ロット2回、フーチングは2ロット2回 の試験を行う。

注4) 2 ロット以下の為、試験回数 2 回で判定ロットを構成する。

【測定位置決定及び測定に際しての留意点】

各測定方法において測定位置を決定する際には、下記の留意事項に配慮し決定するものとし、「5.事前」の記述にあるように、測定方法や測定位置等については施工計画書に記載するものとする。

表 6 測定位置決定及び測定に際しての留意点

	試験法	留意点						
微	ボス供試体	型枠取付け位置は、打設計画から高さの中間層の中央付近とし(詳細は、ボ 、供試体の測定要領を参照)、仮設物との干渉が生じないよう留意する。						
坡	小径コア	株筋位置を避けて採取することが必要であるため配筋状態を把握する。						
非	超音波	鉄筋の影響を受けないよう、右 図に示す様に鉄筋に対して斜 めに測定する。						
坡	衝撃弾性波	1 回当たり 3 測線の測定を行 い、平均を1回の試験値とする。 図 鉄筋に対する強度測定線例						

4. 測定者

本測定の実施に際しては、各試験に固有の検査技術ならびにその評価法について十分な知識を有することが必要である。このため、表7に示す要件を満たす技術者が試験を実施するものとする。なお、講習会および講習会受講者については下記HPを参照すること。

表 7 各種試験法の測定者要件

試験法		測定者要件
	12 41.354.	(社) 日本非破壊検査協会が実施する講習会を受講し「証明書」を有する者
微	ボス供試体	又は、その者から指導を受けた者
破壊	1/2-7	・φ15~30 mmコアについては、ソフトコアリング協会会員で所定の講習を受
	小径コア	け「証明書」を有する者
	超音波	超音波試験法に関する知識、経験を有し、(独)土木研究所による講習を受
		け「証明書」を有する者
非	衝擊弾性波	衝撃弾性波試験法に関する知識、経験を有し、
破		iTECS 法については、iTECS 技術協会が実施する講習会を受講し「証明書」
壊		を有する者、
		表面 2 点法については、(独) 土木研究所による講習を受け「証明書」を有
		する者

ボス供試体:(社)日本非破壊検査協会 HP (http://www.soc.nii.ac.jp/jsndi/)

小 径 コ ア:ソフトコアリング協会 HP (http://www.softcoring.jp/)

i T E C S 法: iTECS 技術協会 HP (http://www.itecs.jp/)

超音波、表面2点法: (独) 土木研究所 HP(http://www.pwri.go.jp/renewal/relation/index.html#03)

5. 事前準備

測定を開始する前には、測定位置の設計図及び既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元(コンクリートに関する資料、構造物の形状、配筋状態など)を事前に確認する。事前調査結果に基づき測定方法や測定位置等について、施工計画書に記載(4に示す測定者を含む)し監督職員へ提出するものとする。

また、超音波試験、衝撃弾性波試験については、圧縮強度推定において検量線(キャリブレーション)が必要であり、円柱供試体を作製し、強度と推定指標の定量的な関係を求める。 検量線の求め方など詳細な方法については、表 3 に示す、各試験法の関連要領を参照すること。

6. 判定基準

測定により得られたコンクリート構造物の強度の適否判定は、基本的に試験回数3回以上かつ、同一条件の場合できるだけ大きい判定ロットを構成(図3および表5を参照)し、表4に示す対象部位毎に表8及び図4により行う。

表 8 試験回数と判定基準

試験回数	判定基準
3回の場合	強度平均値≧設計基準強度(SL)
2回*及び4回以上の場合	強度平均値≧下限値(XL)

※ 現場条件により、やむを得ず試験回数が3回に満たない場合(1ロットまたは2ロットのみの場合、図3の張出し部参照)

下限値 XL は、以下のとおり算定する。

下限値:XL=m' $-T_{\alpha}\cdot\sigma/\sqrt{n}=1.11SL-0.21SL/\sqrt{n}$ ただし、SL:設計基準強度 n:試験回数である。

上記算定式は、以下の条件により求めている。

平均値: m'=1.11×SL(設計基準強度) (変動係数10%、割り増し係数1.21を前提)

標準偏差: $\sigma / \sqrt{n} = 0.121 \times SL$ (設計基準強度) / $\sqrt{$ 試験回数

生産者危険率 α の場合の正規偏差: $T_{\alpha} = \sqrt{3}$

平均値:m'、標準偏差: σ/\sqrt{n} 、 T_a :生産者危険率 α の場合の正規偏差。

【参考】以下に下限値 XL の算定方法と算定例を記す。

(1) XL 算定方法

円柱供試体の強度分布は、JISに準じると以下のとおり示すことができる。

平均値(配合強度)
$$m=SL+\sqrt{3}~\sigma$$
 ------① ここで、 $SL:$ 設計基準強度、 $\sigma:$ 標準偏差

コンクリート構造物の強度分布(平均値m'、標準偏差 σ)は、円柱供試体と同じ (標準偏差は同じ) とするが、SL に対して 10%低下するものとし、SL = 0.9SL とするとコンクリート構造物の平均値m は、以下のとおり示すことができる。

コンクリート構造物の平均値
$$\mathbf{m}$$
' =SL' + $\sqrt{3}$ σ ------------②

コンクリート構造物の強度分布を(平均値m'、標準偏差 σ)と仮定すると、平均値の分布(参考図 2)より下限値は次のように示すことができる。

下限値:XL=m' $-T_{\alpha}\cdot\sigma/\sqrt{n}$ 平均値:m'、標準偏差: σ/\sqrt{n} 、 T_{α} :生産者危険率 α の場合の正規偏差。

(2) XL 算定例

具体的に設計基準強度 SL=27.00 とし変動係数を 10% とした場合の円柱供試体とコンクリート構造物の強度分布、強度の平均値の分布は参考表 1、参考表 2 のとおりである。

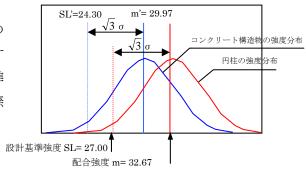
参考表 1 円柱供試体とコンクリート構造物の強度分布(SL=27(MPa)とした場合)

	円柱の強度分布	コンクリート構造物の強度分布
平均値	m=1.21×27.00=32.67(配合強度)	$m' = 1.11 \times 27.00 = 29.97$
標準偏差	$\sigma = 0.121 \times 27.00 = 3.267$	$\sigma = 0.121 \times 27.00 = 3.267$
設計基準強度 (MPa)	SL=27.00	SL' =27.00 \times 0.90=24.30

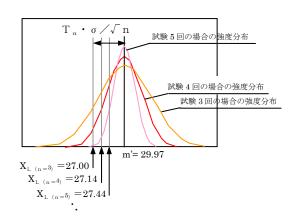
参考表 2 強度分布を考慮した判定基準 (SL=27 (MPa) とした場合)

	試験により得られたコンクリート構造物の強度の平均値の判定基準						
	算定式	2回の場合	3回の場合	4回の場合	5回の場合	•	•
平均値	m'=1.11×設計基準強度	29. 97	29. 97	29. 97	29. 97	•	•
標準偏差	σ/\sqrt{n}	2. 31	1.886	1.634	1. 461	•	•
判定基準	$XL=m' -T_{\alpha} \cdot \sigma / \sqrt{n}$	25. 97	27. 00 [*]	27. 14	27. 44	•	•

※判定値 XL を求めるに当って $T_{\alpha} = \sqrt{3}$ とし、3回の 試験の場合、XL=0.989SL となるため XL=SL とする。4回以上の場合は、強度分布を考慮し設計基準 強度より大きな値となる。なお、判定基準算定に際しては、小数点以下第3位で四捨五入する。



参考図 1 コンクリート構造物の強度分布



参考図 2 試験回数 (n回) による平均強度の分布

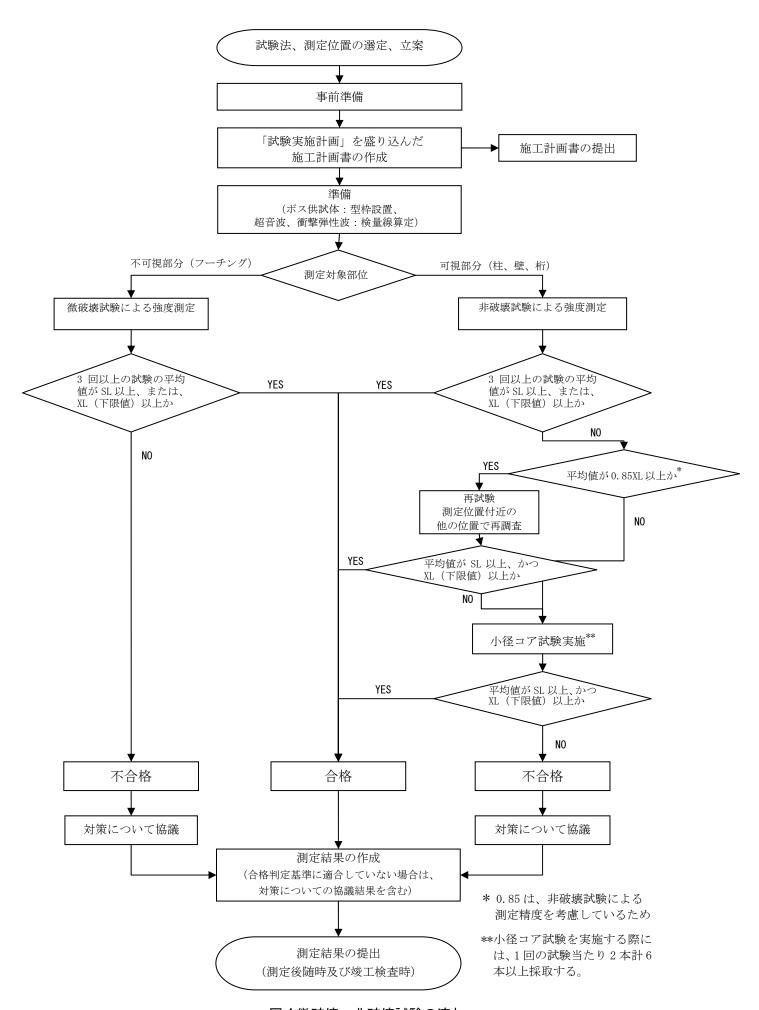


図4微破壊・非破壊試験の流れ

7. 報告

請負者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、 遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。

また、測定結果については、表 9 に示す内容を網羅した上で各試験要領(表 3 参照)に従い測定結果報告書を作成し、完成検査時等に提出、報告を行うこと。

2			
No.	記載すべき事項		
1	構造物名称		
2	測定年月日		
3	測定位置の概要 (測定位置図)		
4	測定者名**		
5	使用コンクリート		
6	測定結果		
7	判定結果		

表 9 報告書に記載すべき事項

※ボス供試体において、講習会受講者より指導を受けた者が測定した場合、指導を受けた 「証明書」保有者の氏名を併記するとともに、指導者の「証明書」のコピーを添付する。

8. 検査の実施

検査職員は、竣工検査時に対象となる全ての測定結果報告書を確認する。また、非破壊試験については、測定結果報告書の確認に加え、任意の位置を選定(1箇所以上)し、本要領に基づく非破壊試験を実施することにより、コンクリート構造物の強度の適否を判断する。監督職員は足場等が必要となる位置の測定を実施する場合は、あらかじめ、足場等の確保を指示しておくものとする。

なお、中間検査においても、対象となる全ての測定結果報告書を確認するものとする。(現地における任意位置での測定については、竣工検査時に実施するものとする。)